

## 新型コロナウイルス感染症の影響に係る国民健康保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の基準に該当する世帯は、申請により国民健康保険料の減免が受けられます。ご自身の世帯が対象になるかどうかご不明な場合は、お問い合わせください。

### (1) 減免の対象となる世帯

減免理由	判定基準	減免割合など												
① 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯	医師による死亡診断書・診断書等により確認	保険料額を全額免除												
② 主たる生計維持者の事業収入等(※)が減少した世帯  (※)対象となる収入 ・営業収入 ・農業収入 ・不動産収入 ・山林収入 ・給与収入	以下の3項目すべてに該当する  <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少した  国や県などから支給される各種給付金(持続化給付金、協力金など)は収入の計算に含みません  <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下である  <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者の減少した収入以外の前年の所得が400万円以下である	減免額＝ 対象保険料額(A×B/C) × 合計所得金額に応じた減免割合  A: 世帯の被保険者全員について算定した保険料額 B: 減少した収入に係る前年の所得額 C: 世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額  ・事業の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全額を免除します。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主たる生計維持者の前年の合計所得金額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>10割</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4割</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>2割</td> </tr> </tbody> </table>	主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合	300万円以下	10割	400万円以下	8割	550万円以下	6割	750万円以下	4割	1,000万円以下	2割
主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合													
300万円以下	10割													
400万円以下	8割													
550万円以下	6割													
750万円以下	4割													
1,000万円以下	2割													

・被保険者の中に、未申告者がいる場合は減免できませんので申告を済ませてから申請してください。

・倒産・解雇・雇い止めなどで離職した方を対象とする特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当する方は、現行の非自発的失業者の保険料軽減制度により保険料が軽減されます。ただし、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事業収入等が減少した場合は減免の対象になります。

・主たる生計維持者の減少した収入に係る前年の所得が0やマイナスだった場合には、**10分の3以上の減収があっても減免対象外となります。**

(2) 減免対象年度

令和3年度分及び令和4年度分の保険料

(3) 提出書類

減免理由①(主たる生計維持者の死亡・重篤な傷病)に該当する場合

- 弘前市国民健康保険料減免申請書
- 死亡診断書、医師の診断書などの写し
- 《郵送申請の場合》写真付き身分証明書の写し(運転免許証など)

減免理由②(主たる生計維持者の収入減少)に該当する場合

- 弘前市国民健康保険料減免申請書
- 収入等申告書
- 【令和3年度分の保険料減免】令和2年中の収入と令和3年中の収入が分かる書類の写し  
【令和4年度分の保険料減免】令和3年中の収入と令和4年中の収入が分かる書類の写し
- ・営業収入/農業収入/不動産収入の方  確定申告書Bの「第一表」又は市県民税申告書  
 青色申告決算書又は収支内訳表
- ・給与収入の方  源泉徴収票、給与明細書など
- ・山林収入の方  確定申告書(分離課税分)の「第三表」
- 《保険金、損害賠償金の補填がある場合》内容を確認できる書類の写し(保険契約書など)
- 《廃業、失業の場合》その事実を確認できる書類の写し  
(廃業届、休業届、離職票、解雇通知書、雇用保険受給資格者証など)
- 《郵送申請の場合》写真付き身分証明書の写し(運転免許証など)

(4) 書類作成に必要なもの

- 納入通知書
- マイナンバーの分かるもの
- 写真付き身分証明書

(5) 申請方法

【令和3年度分の保険料減免】令和5年7月31日(月)まで受付

【令和4年度分の保険料減免】令和6年7月31日(水)まで受付

新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送での申請にご協力をお願いします。

申請書及び収入等申告書は市ホームページからダウンロードできるほか、郵送でもお送りしています。郵送を希望する場合は、お問い合わせください。

(6) 注意事項

提出書類に不備があった場合、減免の決定が遅れる場合があります。申請の際は、記入漏れや書類の不備がないよう、確認をお願いいたします。

(7) 問い合わせ・申請先

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1

弘前市国保年金課国保保険料係

電話:0172-40-7045(直通) メールアドレス:kokuho@city.hirosaki.lg.jp